

初鹿通信

第214号

令和6年6月吉日

顧問先各位

＜ご一読推薦者＞

- 経営者
 経理担当者
 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母8丁目4番40号

TEL 055-220-6885

FAX 055-220-6887

URL <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

新型コロナウイルス関連情報 <https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/>

R6年分定額減税について 2

令和6年4月に情報発信にてお知らせしております定額減税について、お問い合わせを多くいただく事項をまとめましたので、ご確認いただければと思います。

- ・個人ごとの定額減税の管理はどのようにしたらよいでしょうか。
→給与計算ソフトが定額減税に対応している場合は、ソフトの各人別控除事績簿をご利用ください。
ソフトを利用していない場合は、下記の国税庁のPDF・エクセル様式をご活用ください。
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/yoshiki.htm>
JDL給与ソフトをご利用で不明なことがある場合には担当者へご連絡ください。
- ・令和6年6月以降に扶養が増えたまたは減少した場合はどうなるのでしょうか。
→年末調整で精算されるため、給与計算での定額減税の金額は変動しません。
- ・途中入社の方の定額減税の処理はどうなるのでしょうか。
→令和6年6月以降に途中入社の方は、給与計算での定額減税の処理はなく年末調整で処理となります。
- ・所得税の定額減税で年末調整でも控除できない金額がある場合はどうなるのでしょうか。
→調整給付金として2025年以降に市町村から支給されることとなっています。詳しい内容については、公表されましたらお知らせさせていただきます。
- ・住民税の手続きについて、会社が行う業務で気を付けることはありますか。
→市町村から届く住民税の通知書の金額はすでに減税された金額ですので、通知書通りに毎月の徴収を行ってください。

経営審査を受けられるみなさまへ

令和5年1月の改正により、下記の事項が追加の加点対象となっています。

- ・(新設) えるぼし、くるみん、ユースエールの認定取得状況(令和5年1月1日以降の申請より)
認定区分によって配点が異なります。複数の認定を取得している場合は最も高い配点のものが評価となります(最大5点)。
- ・(新設) CCUS(建設キャリアアップシステム)の活用状況(令和5年8月14日以降の申請より)
審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を実施した場合 15点
審査対象工事のうち、全ての公共工事で該当措置を実施した場合 10点
- ・建設機械の保有状況について、加点対象となる建設機械(令和5年1月1日以降の申請より)
現在の加点対象に、ダンプ・締固め用機械、解体用機械、高所作業車(作業床の高さ2m以上)が追加されます。

詳しい内容、ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。